- 復興財源確保のためとされた運営費交付金の削減に、京大は完全に応じています。 賃下げを行うかどうかはそれとは別問題です。
- □ 運営費交付金のうち、使途を限定されている(退職金)のは一部にすぎません。大 部分は各法人が自由に使途を決めることができます。
- 法人が現金を保有していないのは当たり前です。定期預金だけで 210 億円もあるこ とを法人自身が認めています。
- □ 会計基準は赤字決算を認めています。島根大学では複数年度にわたって赤字決算で すが、大学の運営は普通に行われています。他にも赤字を出している国立大学があ ります。
- 会計基準を知らない人が財務部長であったという深刻な事態です。
- □ 運営費交付金が大きく削減されると賃下げ率は小さくなるなどという荒唐無稽な算 定式は、正常に考えた場合とは正反対の内容であり、およそ教職員の理解を得るこ とが不可能なものです。

以上に紹介しましたとおり、京大法人は、およそ根拠が成り立たないやり方によって 賃下げを強行したばかりでなく、裁判でも、誠実に司法手続に取り組む姿勢を全く欠い ています。こうした態度は、国立大学法人に対する社会的信頼を傷つけ、働く教職員を 裏切るものです。多くの方々に、この事実を知って批判の声を上げていただきたいと思 います。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月

性別

生年月日

所属部局:

ふりがな

部署:

職種/職名:

(例:教員/准教授)

В

雇用形態: □常勤 □有期雇用 □時間雇用 □再雇用 □その他(

組合費: ■給与控除(通常はこちら)

□給与控除以外の徴収法を希望(

E-mail:

@

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365 http:join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の 保護に関する法律」を遵守し、組 合活動情報のご提供、組合費徴収 などの事務のために適切な取扱を いたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所 〒606-8317京都市左京区吉田本町 TEL:075-761-8916 FAX:075-751-8365 内線:7615(本部地区) Email: office@adm.kyodai-union.org

URL: http://www.kyodai-union.gr.jp_

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL:761-8916 内線:7615(本部地区) FAX:751-8365 URL:http://www.kyodai-union.gr.jp/ Email:office@adm.kyodai-union.org

訴訟提起に際しての記者会見の模様(2013.06.11)

2013年6月11日に、京大教職員ら96名 は、2012年8月から減額された賃金の支払 いを大学法人(被告)に対して求める訴訟を 京都地裁に提起しました。その後、賃下げは 2014年3月まで続き、原告は115名にまで 増加しました。裁判は2015年3月2日に結 審し、5月7日14時に京都地裁101号法廷 において判決が言い渡される予定です。

労働契約法は一方的な賃下げを禁止してお り、その例外を定める10条は、①労働者の受 ける不利益の程度、②労働条件の変更の必要 性、③変更後の就業規則の内容の相当性、④労 働組合等との交渉の状況等、を考慮要素とし た合理性が必要だとしています。民事訴訟法 では、この合理性を被告側が立証できない限 り、原告が勝訴するルールになっています。

ところがこれに対し、被告京大法人は、証 明責任を果たすどころか、遂に裁判の結審に 至るまで、真摯な応答を拒み続けました。そ ればかりではなく、法令の内容や事実に明ら かに反する主張までをも数多く行っています。 また、裁判を通じて、驚愕すべき事実も明ら かになりました。このことを教職員・学生を 始めとする多くの方々に知っていただくため、 本裁判へのこれまでの大学側の対応を紹介し ます。

賃金請求訴訟 判決直前総まとめ

大学法人側の主張の



(1) 外部資金での補填は認められない?

2013年9月3日の被告答弁書の主な内容

- ①賃下げにつき教職員への説明は十分に 行った。
- ② 原告は賃下げに黙示の同意を与えている。
- ③国の方針には従わざるをえない。
- ④ 運営費交付金の減額分を外部資金で補 てんすることは認められない。
- ⑤ 財政状態に問題はないとするのは原告 の憶測である。
- ⑥ 賃金減額の要件として、財政上高度の 必要性があったことは必要ない。

(2) 教職員は賃下げに黙示の同意をした?

2013年11月12日の被告第1準備書面の主な内容

- ①原告は賃下げに黙示の同意を与えている。
- ②職員が受ける不利益の程度は極めて小さい。
- ③ 国の方針には従わざるをえない。
- ④ 交付金が削減された場合には物件費を 確保するために人件費を減らさざるを えない。
- ⑤ 剰余金は 5591 万円しかない。
- ⑥ 賃下げを穴埋めする代償措置をとって いる。
- ⑦ 教職員への説明は十分に行った。

(5) 交付金削減が増えると賃下げ額が減る?

2014年10月29日の証人尋問による立証

- ① 運営費交付金への依存率=平成 23 年度 に 37.7%
- ② 財源の有無=「直接的にこの業務にタッ チしてございません。」「この現実的な 中身はわかりません。」(人事課長(当時) 証人調書 40-41 頁)
- ③ 国からの要請=「マスコミとかに風評を 書かれて、世論から批判を受けるとい うことも想定しています。」「マスコミ だけではなく、マスコミイコール周り のすべての機関とか人から。」(人事課 長(当時)証人調書24頁)。
- ④ 賃下げ率の算定=運営費交付金の削減 が大きくなればなるほど、賃下げが小 さくなるという内容。

(4) 会計基準は、当法人ではわかりません

2014年8月27日の財務部長「意見書」の主な内容

- ① 運営費交付金については費目を特定さ れて交付されるものもある。
- ②被告は、部局に渡した間接経費の使途の 内訳を把握しているものではない。
- ③「積立金」の金額の現金を実際に被告が 保有しているものではない以上、人件 費に充当することはできない。
- ④ 「会計基準によれば国立大学法人が赤字 決算となる場合が認められているかど うか、当法人ではわかりません。

(6) 交付金削減がまかなえても賃下げ必要?

2015年1月9日の被告第3準備書面の主な内容

- ①原告らは賃下げに同意している。
- ②給与減額の実施および内容は周知徹底 されていた。
- ③ 原告らが被る不利益は極めて小さい。
- ④ 「国からの要請に応じないということ は、その公的地位にあることによる社 会的責任から、到底許されるものでは なかった」。
- ⑤ 不要不急の工事費用などが巨額に上っ ているということはない。
- ⑥ 運営費交付金については費目を特定さ れて交付されるものもある。
- ⑦被告は、部局に渡した間接経費の使途 の内訳を把握しているものではない。
- ⑧「貸借対照表によれば『現金及び預金』 739億円、キャッシュフロー計算書『資 金期末残高』529 億の差額である 210 億円は、定期預金の預入額 210 億円で ある。」
- ⑨「給与減額支給措置以外の他の措置によ り運営費交付金削減分を賄うことがで きたとしても、そのことによって、本 件給与減額支給措置の必要性が否定さ れるものではない。
- ⑩ 他大学よりも低い減額率を定めており、 合理性が認められる。

(3) 積立金は人件費に充当できない? 2014年3月7日の被告第2準備書面の主な内容

- ① 給与削減率の算定式は団体交渉で原告らに 説明している。
- ② 賃下げに関する教職員への周知徹底は行わ れている。
- ③ 原告らが被る不利益は小さい。
- ④ 国が新潟大の訴訟で「賃下げを強制してい ない」と主張をしているか否かは被告の知 るところではなく、要請を受けた側にして みれば強制されたに等しい状況であった。
- ⑤ 財政状態に問題はないとするのは原告「公 金を復興のために使うのであれば、多額の 公金の支給を受けている私立学校などにも 応分の負担があるはずである。」との点に ついては認否の限りではない。
- ⑥ 不要不急の工事費用などが巨額に上ってい るということはない。

- ⑦ 運営費交付金については費目を特定されて 交付されるものもある。
- ⑧ 被告は、部局に渡した間接経費の使途の内 訳を把握しているものではない。
- ⑨「積立金」の金額の現金を実際に被告が保 有しているものではない以上、人件費に充 当することはできない。
- ⑩ 会計基準により国立大学法人が赤字決算と なる場合が認められているとの点は知らない。
- (1) 賃下げを穴埋めする代償措置をとっている。
- ⑫ 復興支援は社会的責務であった。
- ③ 労働組合との団体交渉には真摯に対応し、 説明も行っている。
- ⑭被告における平成24年度の黒字額は 5591 万円であり、削減した人件費に充当 することは不可能である。